

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 地域福祉の将来像

社会の変化によって、個人や地域が抱える課題が多様化し、複雑化しています。しかし、富士市がすべての市民にとって暮らしやすいまちであることは、今後も継続して目指すべき目標であることから、本計画における地域福祉の将来像を、第4次計画に引き続き、以下のとおり設定します。

目指すべき将来像は

「だれもが安心して^{まち}ともに暮らせる地域」

「地域福祉」の主役は地域で生活する住民です。そのため、住民一人ひとりが地域をより知ること、福祉を理解することから、「だれもが安心してともに暮らせる地域」づくりが始まります。

さらに、地域の中で支援を必要とする人の声を、身近な住民が認識し、だれにどのような支援が必要かを把握し、必要な支援につなげ、すべての住民が安心して生活できる支援体制づくりが必要です。

また、住民を心身の状態や生活環境を基に「支援を受ける人」と「支援する人」に単純に分けるのではなく、住民同士ができる範囲でお互いに助け合う「地域共生社会」として発展させていくことも必要です。













今後、こうした社会づくりを具現化するために、私たちは「まなぶ、そだてる」、「つなぐ、ささえあう」、「きずく、ひろげる」という三つの基本理念のもと、一人ひとりが地域に対する思いや福祉に対する意識を高めるとともに地域活動、福祉活動への積極的な参加と活動のネットワークを広げていくことを目指します。



第2節 計画の基本理念

地域福祉の将来像を実現するため、地域福祉の課題を基に、計画の基本理念を以下のとおり定めます。

なお、基本理念の設定、施策の推進に当たり、国連が2015年に定めたSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）に沿った取組に努めるものとし、市民や地域、事業者等に対して協力を求めるものとし、

<p>まなぶ、そだてる ～地域福祉の担い手づくり～</p>	<p>○私たちは、年齢、性別、病気・障害の有無や国籍等にかかわらず、地域を担う一員としてともに暮らしています。それぞれが抱えている生活上、福祉上の課題を知り、認め合うとともに、より多くの市民が福祉を学ぶ機会を確保します。</p> <p>○学んだ知識を基に、住民一人ひとりの絆、福祉・助け合いを担う人材、意識を育てていきます。</p> <p><関連するSDGs></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> </div>
<p>つなぐ、ささえあう ～安心して生活できるしくみづくり～</p>	<p>○私たちは、普段から無意識のうちに助け合って暮らしています。支援を必要とする人が、気軽に相談し、速やかに支援につなげていける仕組みを作っていきます。</p> <p>○地域で暮らす人それぞれができる範囲でお互いの困りごとを知り、支え合える地域を育てていきます。</p> <p><関連するSDGs></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> </div>
<p>きずく、ひろげる ～自立した地域生活を支えるしくみづくり～</p>	<p>○だれもが安心して暮らすために、潜在的な福祉課題を明らかにし、積極的に支援を行っていける取組を進めます。</p> <p>○単独での支援が困難なケースでも、関係機関の連携等によって支援ができるよう、分野間の連携やネットワークを広げていきます。</p> <p><関連するSDGs></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> </div>

第3節 計画推進に向けた「圏域」の考え方

地域福祉活動では、行政の取組によって確認される課題ばかりではなく、地域に生活する住民にしか見えない課題や状況に応じて顕在化していない課題にも取り組むこととなります。

こうした地域の生活課題に対しては、地域の住民が共通の認識を持って、人と人とのつながりと支え合いを基本として解決することを目指す必要があります。

したがって、地域福祉活動は、身近な生活圏を単位として隣近所の見守り・声かけ活動の普及や、災害時の要配慮者支援体制づくり等の活動が行われることとなります。

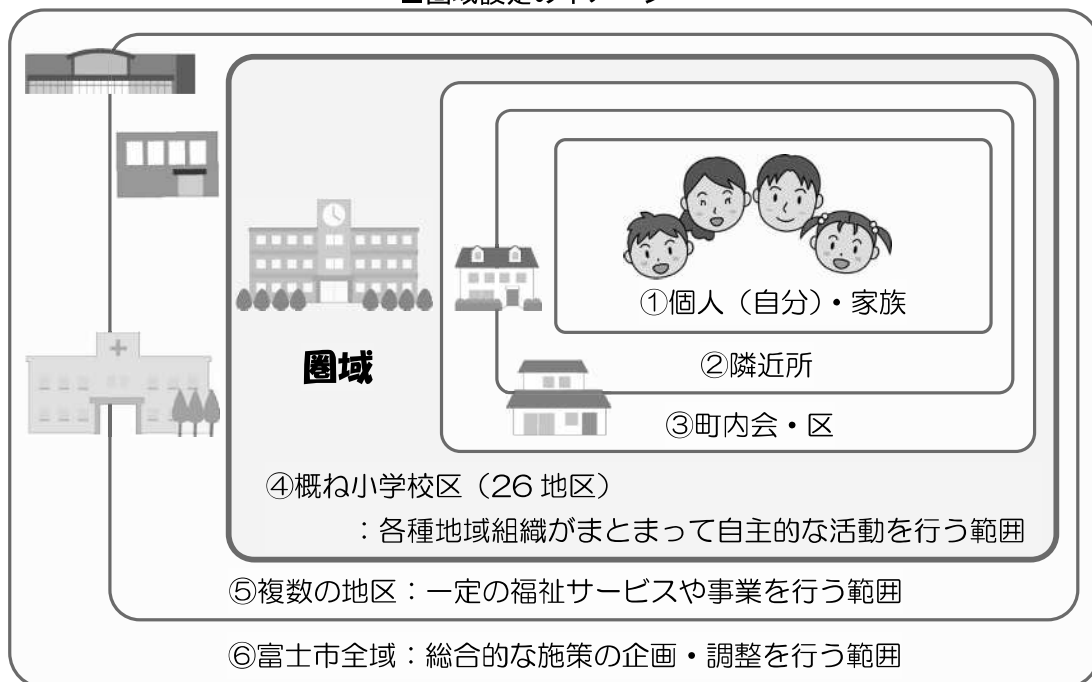
また、住民の地域福祉活動が活発に行われるためには、適切な活動範囲を圏域として設定し、各地域の特性を活かしつつ、人材や活動拠点など、地域福祉活動に必要な環境を整備することが必要です。

圏域の具体的な範囲

市では、概ね小学校区を単位とした 26 地区において、まちづくり協議会、町内会連合会（区長会）、生涯学習推進会、子ども会、PTA、地区福祉推進会等の各種団体が、地区の特性を活かしながら自主的なまちづくりを展開しています。

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に向けた認識を共有化することを目的として市全域を対象としますが、具体的な地域福祉活動の範囲として、概ね小学校区を単位とした 26 地区を圏域に設定し、地区の特性を活かした地域福祉活動の推進を図ります。

■圏域設定のイメージ

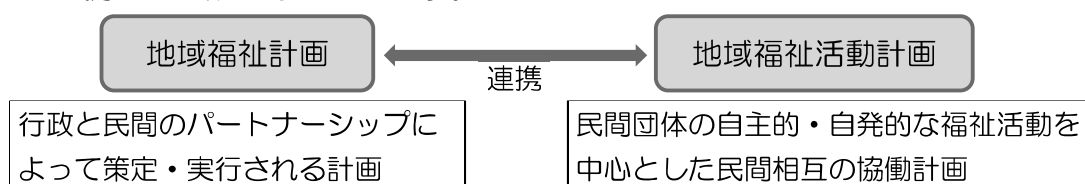


第4節 計画推進の体制

1 地域福祉計画、地域福祉活動計画の連携

市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものであり、その策定を通して住民参加と福祉の推進を図るものです。

両計画はそれぞれの計画の実現を支援するための施策を盛り込んでおり、相互に連携を図る形となっています。



2 連携による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域で生活している住民です。住み慣れた地域で支え合い助け合う社会を実現させるためには、行政や社会福祉協議会の取組だけでなく、地域住民との協働が不可欠となります。

また、地域における多様な福祉ニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO 法人、地域団体、事業者が地域福祉の重要な担い手となります。

今後、各種活動を推進していくに当たっては、地域福祉を担う主体が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して活動を進めていくことが必要です。

